

第 58 回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

1 日 時 令和 5 年 1 月 2 7 日（金） 1 7 : 1 5 ~

2 場 所 県庁本庁舎 2 階 第 2 応接室

3 議 題

（1）県内の感染状況について（健康政策部）

（2）県の対応方針について（危機管理部）

（3）各部の報告事項について（関係部のみ）

（4）知事からの指示事項（知事）

（5）県民の皆さまへのメッセージ（知事）

(人) 新型コロナウイルス感染者数等の推移(日毎)(令和4年7月1日~令和5年1月27日) (%)

累計161,622人
(7月1日以降の累計130,959人)

1/7~1/13
7,503人

0.62倍

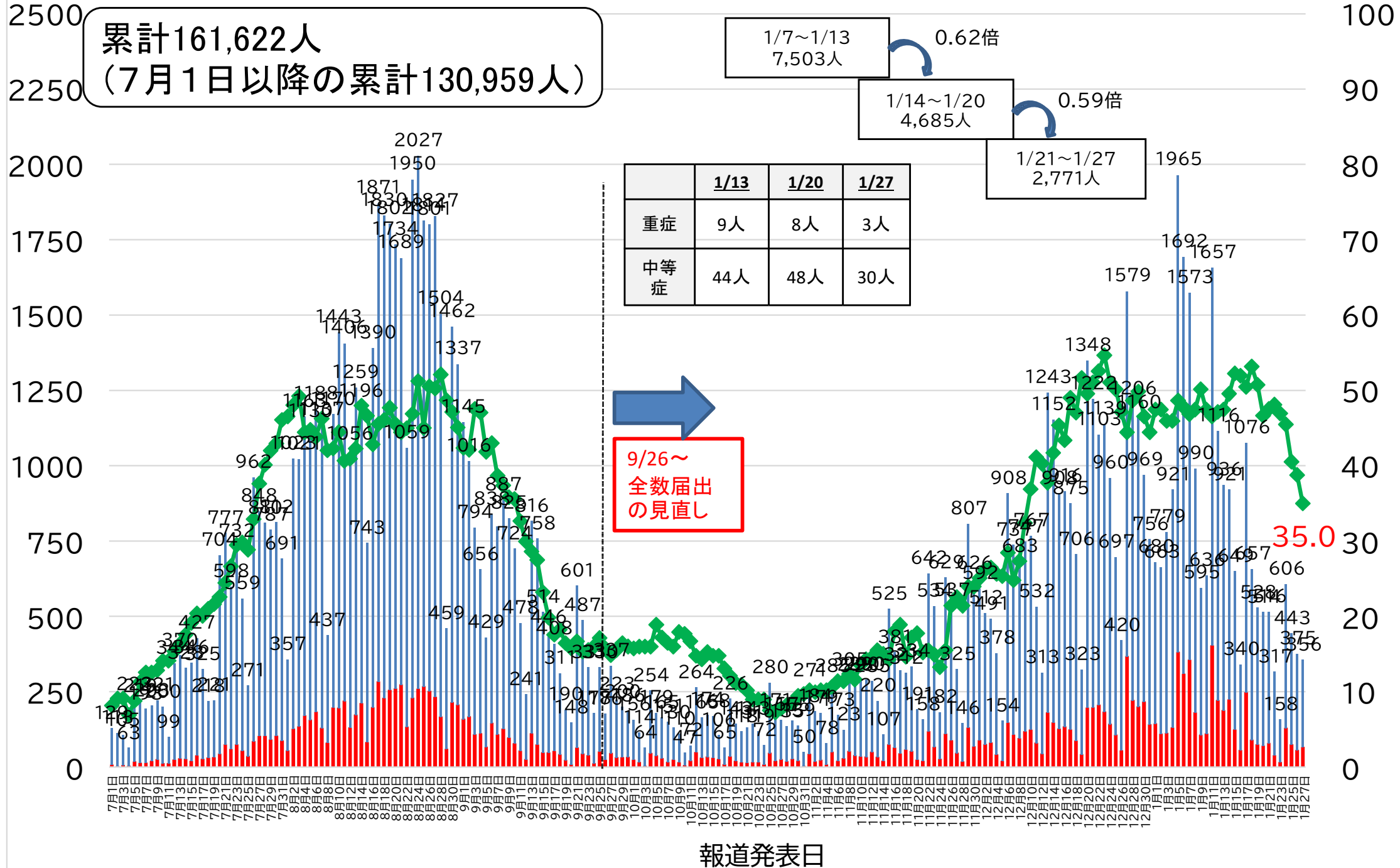
1/14~1/20
4,685人

0.59倍

1/21~1/27
2,771人

	1/13	1/20	1/27
重症	9人	8人	3人
中等症	44人	48人	30人

9/26~
全数届出
の見直し



■ 70代以上 ■ 60代以下 患者数 ◆ 病床占有率

35.0

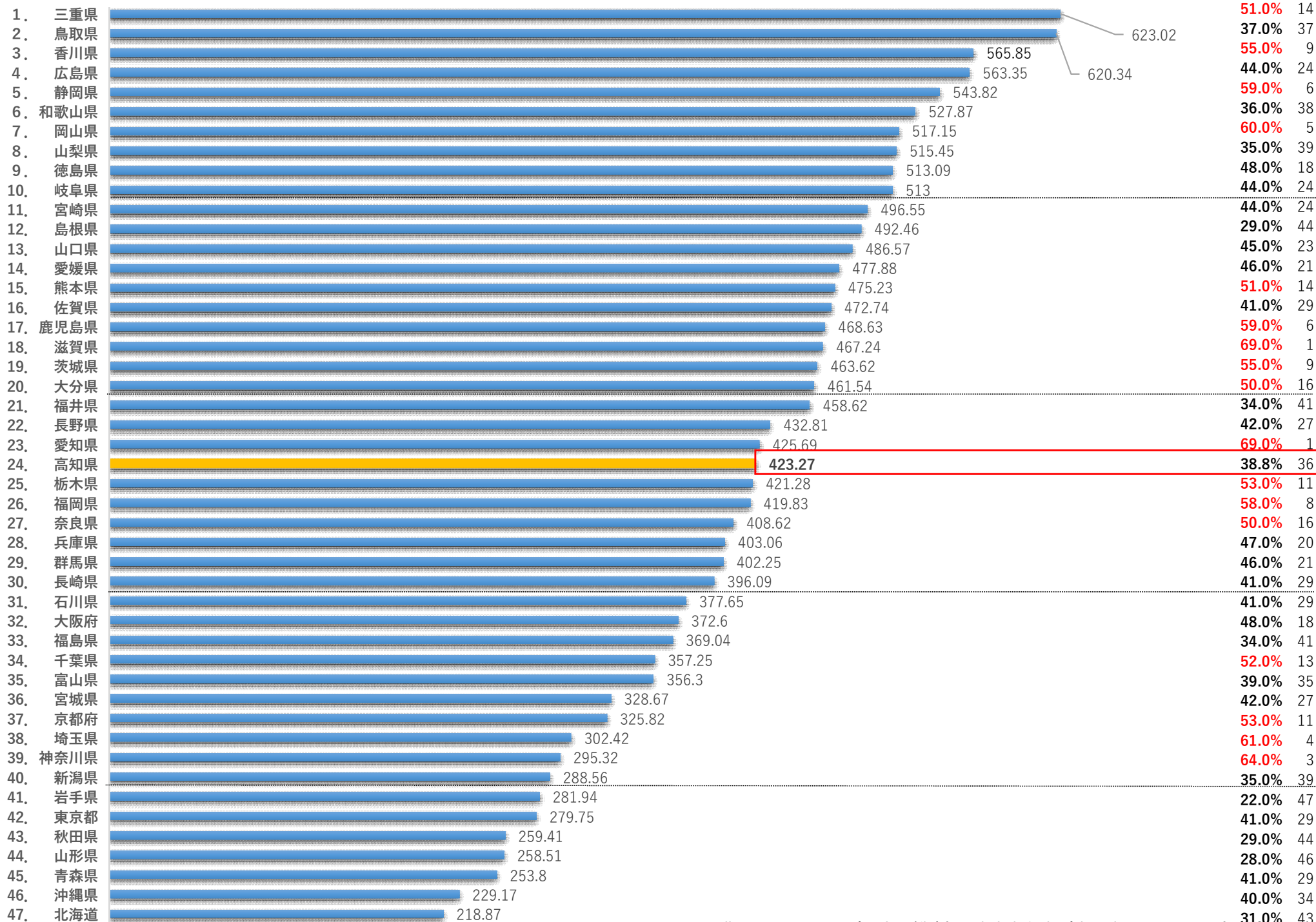
高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安 (11/17～運用見直し)

判断指標		県の状況 (1月27日時点)	総合判断
①確保病床の占有率 (入院患者数/確保病床数(343床))	感染観察(緑) : 3%未満 注意(黄) : 3%以上 警戒(オレンジ) : 20%以上 警戒強化(赤) : 30%以上 対策強化(紫) : 50%以上 (医療非常事態 : 65%以上) 特別対策(濃紫) : 80%以上	35.0% (120/343) うち重症用即応病床の占有率 : 12.5% (3/24)	警戒強化
②直近7日間の70歳以上の 新規感染者数	警戒(オレンジ) : 210人以上 警戒強化(赤) : 420人以上 対策強化(紫) : 630人以上	1/21～1/27 全数:454人	

直近1週間（1/20～1/26）の人口10万人あたりの感染者数・病床使用率

R5.1.26時点

病床占有率順位



出典：10万人あたり（厚生労働省）、病床占有率（内閣官房ホームページ）

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（暫定版） 令和4年11月17日変更

判断指標	ステージ	感染観察 (緑)	注意 (黄)	警戒 (オレンジ)	警戒強化 (赤)	対策強化 (紫)		特別対策 (濃紫)	
	確保病床 の占有率	3%未満	3%以上	20%以上	30%以上	50%以上	65%以上	80%以上	
※1	直近7日間の70歳 以上の新規感染者数	—	—	210人以上	420人以上	630人以上		—	
国の分科会の レベル分類		レベル1 (感染小康期)		レベル2 (感染拡大初期)		レベル3 (医療負荷増大期) 対策強化宣言		レベル4 (医療機能不全期) 医療非常事態宣言	
						※2 まん延防止等 重点措置相当		※2 緊急事態 措置相当	
対応 方針	共通事項	<input type="checkbox"/> 県民の皆さまへの要請 ・基本的な感染防止対策の徹底（場面に応じた不織布マスクの正しい着用、3密回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒） ・ワクチンの積極的な接種 ・陽性者の発生届の対象外となった方は、フォローアップセンターへの登録 ・「#7119」の活用 ・生活必需品の備蓄 ・発熱等の体調不良時に備え、抗原定性検査キットの購入を推奨 ・感染者等に対する誹謗中傷や差別的な行為は行わない <input type="checkbox"/> 事業者の皆さまへの要請 ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底 ・体調不良時に休暇を取得できる環境確保 ・職場復帰に当たって医療機関等の証明書を求めない							
	医療提供 体制	—	・オンライン診療センターの 設置準備 ・入院協力医療機関等の 拡充 ・発熱外来の体制強化		・オンライン診療センター の設置・運営	・介護付き宿泊療養施設「やまもも」の開設			
	会食	・認証店の利用促進 ・マスク会食の励行 ・「献杯・返杯」等感染リスクの高い行動を控える			・可能な範囲で 規模縮小・時間短縮		・大人数での会食への参加は見合わせることも 含めて慎重に検討		
	外出・移動	・移動先の都道府県知事の要請に沿って行動 ・症状がある方などは、他県との往來を控える			・重症化リスクの高い方は混 雑した場所など感染リスクが 高い場所への外出は控える ・高齢者施設での面会（対 面）は控える		・混雑した場所など感染 リスクが高い場所への外 出は控える	・外出等は必要不可欠 なものに限る ・出勤の大幅抑制 ・帰省・旅行を控える	・さらに強い行動 制限を検討
	イベント等	・国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応					・大規模イベントへの参加 は見合わせることも含めて 慎重に検討	・イベントの延期等の慎 重な対応を要請	

※1 判断指標については、「確保病床の占有率」や「直近7日間の70歳以上の新規感染者数」、入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標（直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等）も考慮しつつ、県内医療関係者の意見や各都道府県等の状況を踏まえ、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定されている「まん延防止等重点措置」の実施、「緊急事態宣言」の発出については、新しいレベル分類における考え方が示されていないため、想定で記載。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（1/2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：警戒強化（赤）（令和5年1月27日時点）

1月27日からのお願い（2月10日まで）

○県民の皆さまへ

- （1）不織布マスクの正しい着用、3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした**基本的な感染防止対策を徹底**してください。
（特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方）
- （2）家庭内では、部屋の換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避けるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。
- （3）オミクロン株に対応したワクチンの接種が進んでいますが、オミクロン株のみならず、今後の変異株に対しての有効性も高いとされていますので、**積極的な接種**をお願いします。また、生後6か月から11歳の子どもたちについても積極的な検討をお願いします。
あわせて、**季節性インフルエンザワクチン**についても**積極的な接種**をお願いします。
- （4）**発熱などの症状がある方は、検査協力医療機関で受診いただくか、自己検査後に「陽性者フォローアップセンター」への登録をお願いします。**
（抗原定性検査キットの無料配布事業は、1月31日で終了します）
- （5）無症状でも感染不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等での**無料検査を積極的に利用**してください。
- （6）**発熱届の対象外となった方や自己検査で陽性となった方**は、必ず県が設置する**「陽性者フォローアップセンター」への登録**をお願いします。
なお、登録済みの方で薬を希望される方には、オンライン診療により自宅まで薬を配達することも出来ますので、ご利用ください。
- （7）救急車を呼ぶか、病院を受診するか迷う場合には、**高知家の救急医療電話「#7119」を活用**してください。
- （8）感染した際の自宅療養に備え、災害時と同様に、普段から食料や生活必需品などの備蓄をお願いします。
- （9）発熱等の体調不良時に備え、あらかじめ薬局等で抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬を購入しておくことを推奨します。
- （10）感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○事業者の皆さまへ

- （1）業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- （2）従業員の体調管理を徹底し、少しでも体調が悪い場合には**休暇を取得できる環境確保**に努めてください。
- （3）感染や濃厚接触者となった従業員の職場復帰に当たっては、医療機関等の証明書を求めないようお願いします。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（2/2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：警戒強化（赤）（令和5年1月27日時点）

1月27日からのお願い（2月10日まで）

1 会食について

- （1） 多人数での会食など、感染防止の必要性が高い場合には、参加者全員について、「**3回目のワクチン接種歴の確認**」又は「**抗原定性検査による陰性確認（※）**」をした上で、実施することを推奨します。
- （2） （1）の対応が難しい場合には、**可能な範囲で規模を縮小し、可能な範囲で時間を短縮することを検討**いただくようお願いします。
- （3） 飲食店を利用する際は、できる限り「**高知家あんしん会食推進の店**」の認証店を利用していただくようお願いします。
- （4） 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- （5） 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

2 外出・移動について

- （1） **重症化リスクの高い方**は、混雑した場所、換気の悪い場所や感染対策が十分でない施設など、**感染リスクが高い場所への外出は極力控えて**ください。
- （2） **重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と接する機会がある場合など、感染防止の必要性が高い場合には、事前に「3回目のワクチン接種歴の確認」又は「抗原定性検査等による陰性確認（※）」**することを推奨します。
- （3） 施設に入所している高齢者への面会（対面）は、極力控えてください。
- （4） 他県へ移動する際は、会食時の対応を含め**移動先の都道府県知事が出している要請に沿って行動**してください。

※ 県内にお住まいの方は、県が設置する検査会場等で無料の検査を受けることができます。

3 イベント等について

開催にあたっては、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

- （1） 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「感染防止安全計画」を提出してください。
- （2） （1）以外は、「感染防止策チェックリスト」を作成してホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください（県への提出は不要）。

医療提供体制等の主な変更点、今後の対応について

健康政策部
子ども・福祉政策部

- ・ ステージの引き下げに伴い、以下のとおり対応を変更します
- ・ 抗原定性検査キットの無料配布（有症状者対象）は予定通り終了となりますが、
高齢者施設等のクラスター対策や無料検査（無症状者対象）など、必要な対策は継続・強化して実施します

		項目	主な変更点、今後の対応
医療提供体制	発熱外来 ひっ迫回避	抗原定性検査キットの無料配布 （有症状者対象）	<u>1月31日で終了</u> ※18時受付終了
		陽性者オンライン診療センター	当面の間、継続
	療養体制 拡充	介護付き宿泊療養施設「やまもも」	当面の間、継続
		県設置の検査会場や薬局等での 無料検査（無症状者対象）	1月31日まで → <u>2月28日まで延長</u>
高齢者施設等 への支援	感染拡大 防止	従事者に対する集中的検査	頻回検査の実施を <u>徹底</u>
		医療機関との連携体制の確保	継続
		専門家の派遣指導	継続

季節性インフルエンザの流行について

《R5.1.27 健康政策部》

概要

- ・ 県内における定点医療機関あたりの報告数は8.58となり流行が拡大
- ・ 高知市及び須崎保健所管内で、注意報値となる定点医療機関あたり10を超える

県内の流行状況

- ・ 令和5年第3週（R5.1.16~R5.1.22）の報告数が386(定点医療機関あたり8.58)となり流行期が拡大

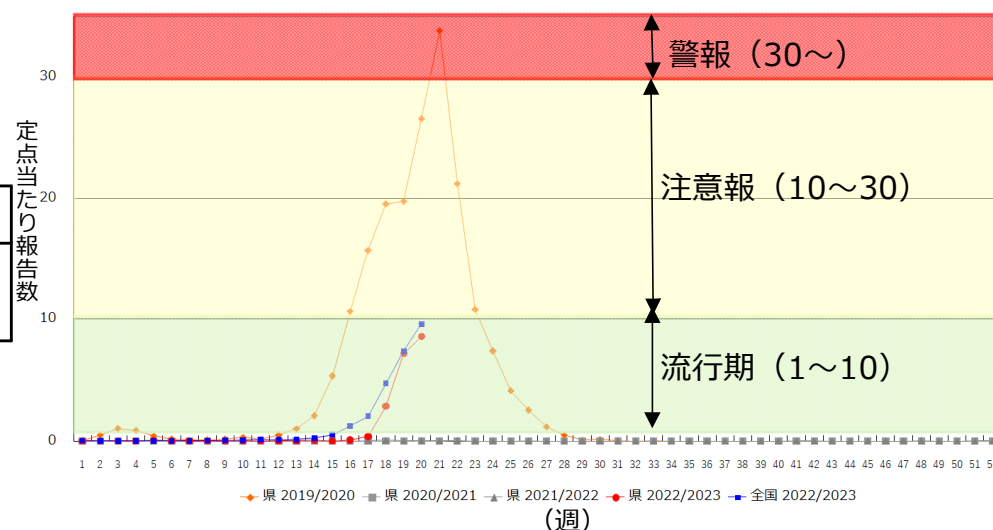
- ・ 保健所管内別報告数(令和5年第3週)

保健所	幡多	須崎	中央西	高知市	中央東	安芸
報告数 (定点あたり)	41 (5.13)	52 (13.00)	23 (5.75)	199 (14.21)	69 (6.27)	2 (0.50)

※ 定点医療機関あたり報告数
県内45医療機関（全国約5,000医療機関）より、毎週報告のある患者数を医療機関数で割った1医療機関当たりの報告数

※ シーズン
9月から翌年8月までを1シーズンとして、発生状況を集計

インフルエンザの流行状況



学校等の集団発生事例

- ・ 学校等において、休校、学年閉鎖、学級閉鎖等が報告されています。

学校等における集団発生（休校・学年閉鎖・学級閉鎖）

※令和5年第3週

保健所	幡多	須崎	中央西	高知市	中央東	安芸
報告数	-	1	-	5	1	-

お願い

- ・ 新型コロナと同様の感染対策を継続をお願いします。
- ・ インフルエンザのワクチン接種もお願いします。
※高齢者等を対象とした定期接種は1/31まで実施しています。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて（案）

（令和5年1月27日 厚生科学審議会感染部会資料抜粋）

○ 新型コロナの感染症法上の位置づけの変更

- ・ 新型コロナを感染症法上の **5類感染症** に位置づけ

○ 変更にあたっての留意点

- ・ 位置づけの変更は、**今後3か月程度の準備期間**を置いた上で行う。
- ・ **外来・入院の自己負担分の公費支援**については、影響を緩和するための措置により、**段階的に移行**。
- ・ **入院や外来の取扱い**については、原則として、幅広い医療機関でコロナ患者が受診できるよう、必要となる感染対策を講じつつ**段階的に移行**。
- ・ 患者毎の届出（発生届）は終了し、**患者の発生動向**については**定点サーベイランスに移行**。
- ・ **マスクを含む基本的な感染対策**については、行政が一律に適用すべきルールとして求めるのではなく、**個人の判断に委ねることを基本**とし、今では過剰とも言える感染対策はできる限り早期に見直しを行う。